

令和2年度の市民税・県民税は、令和2年1月1日現在水戸市にお住まいの方に対して、前年（平成31年1月1日から令和元年12月31日まで）の所得等を基に課税されます。この手引きを参考に、期限までに市民税・県民税申告書を作成しご提出ください。

申告書を提出する必要がある方

令和2年1月1日現在、水戸市に居住している方

※ 収入がない方でも、国民健康保険・後期高齢者医療保険制度・国民年金・介護保険・児童扶養手当・就学支援・公営住宅関係等の保険料算定や料率区分判定のために非課税と決定される必要がある方は申告が必要です。

ただし、以下の①～④に該当する方は**申告が不要**です。

- ① 所得税の確定申告書を提出する方
 - ※ ①に該当する方でも、上場株式等の特定配当等や特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する方で所得税と異なる課税方式（申告不要制度適用、総合課税、申告分離課税）を選択する場合は、別途市民税・県民税の申告が必要です。
- ② 給与収入のみで、勤務先から水戸市へ給与支払報告書（年末調整が済んだもの）が提出されている方（複数ある場合はそのすべて）
 - ※ ②に該当する方でも、給与支払報告書に記載がない控除を受ける方は申告が必要です。
- ③ 公的年金等収入のみで、年金支払者から水戸市へ公的年金等支払報告書が提出されている方（外国からの年金を受給している方を除く）
 - ※ ③に該当する方でも、公的年金等支払報告書に記載がない控除を受ける方は申告が必要です。
- ④ 令和2年1月1日現在水戸市に住民登録している方の税法上の被扶養者で、前年中に収入がなかった方
 - ※ ④に該当する方でも所得証明書が必要な方は申告が必要です。
 - ※ 合計所得金額が1,000万円を超える給与所得者の同一生計配偶者は、事業所から提出される給与支払報告書には被扶養者であることが記載されないため、非課税証明書が必要な方は、配偶者本人の申告が必要です（合計所得金額が1,000万円を超える給与所得者が確定申告等で同一生計配偶者の氏名を記載した場合を除く）。

●申告に必要なもの（持ち物）

1 市民税・県民税（国民健康保険税）申告書（市から郵送された方）と朱肉を使う印鑑（認印で可）

2 申告者の本人確認書類、扶養親族及び事業専従者のマイナンバー（個人番号）が確認できる書類

下記参照のうえ申告者の本人確認書類を持参してください。また、申告書に扶養親族及び事業専従者のマイナンバーの記入が必要ですので、事前に申告書に記入するマイナンバーが確認できる書類を持参してください。

本人確認書類

代理人が申告する場合

以下①～③の書類が必要です。

- ①申告者の【番号確認書類】※左記参照
- ②代理人の【身元確認書類】※左記参照
- ③代理権の確認書類
 - ・任意代理人：委任状（原本）
 - ・法定代理人：戸籍謄本、登記事項証明書等
 - ・税理士：税務代理権限証書

マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカード	
マイナンバーカードをお持ちではない方 ※番号確認書類と身分確認書類の両方が必要です	【番号確認書類】 通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し等	【身元確認書類】 + 運転免許証、パスポート、障害者手帳、写真付き学生証、在留カード等

※ 上記に掲載している本人確認書類は一例ですので、詳しくは水戸市ホームページをご覧ください。

※ マイナンバーカード等から転記したメモ書きやスマートフォン等でマイナンバーカード等を映した写真の提示は、本人確認書類として認められません。

3 申告者の令和元年（平成31年）中の収入及び支出の分かる書類

＜給与・年金収入のある方＞ 源泉徴収票、事業主からの給与明細書または支払明細書など。ただし、給与明細書や支払明細書では、確定申告書に源泉徴収税額の記載ができません。

＜その他の所得がある方＞ 収入金額と必要経費が分かる書類（収支内訳書、帳簿、領収書など）

- ・ 事業（営業等・農業）収入や不動産収入がある方は、必要経費に係る領収書を科目別に集計しておくなど事前に書類を整理し、収支内訳書を作成しておいてください。
- ・ 前年度の申告をした際の収支内訳書の控えがある方はお持ちください。
- ・ 各収支内訳書が必要な方は送付しますので、お問い合わせください。

4 各種控除を受ける際に必要な、令和元年（平成31年）中に支払った控除証明書など（医療費控除の明細書、国民健康保険納付額確認書、生命保険料控除証明書など。詳しくは6～9頁をご覧ください）

申告書表面の書き方（記載例）

●記載時の留意事項

- ・ 給与、年金等の金額を記載する際、申告者本人以外の方の金額を合算しないでください（配偶者の方の金額を合算している方がいます）。同様に、郵送時の添付書類も申告者本人以外の方の源泉徴収票は添付しないようお願いいたします。
- ・ 障害年金、遺族年金、雇用保険等の非課税収入は「1 収入金額等」欄への記入は不要です。収入がない方、または非課税収入のみの方は裏面「令和元年（平成31年）中に所得（収入）のなかった方」の欄へ記入してください。（3頁参照）
- ・ 社会保険料控除や生命保険料控除の金額を記載しても、控除証明書がない場合は控除を適用できない場合があります。申告時は控除証明書等を持参するようお願いいたします。
- ・ 水戸市ホームページから申告書が作成できます。詳しくは12頁をご覧ください。

・・・必須記入項目

令和2年度水戸市所得課税申告書

お問合せ番号 0001234567

住所、氏名、生年月日、マイナンバー（個人番号）、電話番号、業種又は職業、世帯主の氏名及び続柄を記入し、押印してください

現住所 水戸市三の丸1-5-48

1月1日現在の住所 同上

フリガナ ミト タロウ

氏名 水戸 太郎

個人番号 012345678910

電話番号 029-224-1111

業種又は職業 会社員

世帯主の氏名 水戸 太郎

世帯主の続柄 本人

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

10 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差し損失額のうち災害関連支出の金額
11 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補てんされる金額	
	256,000	50,000	
12 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	社会保険の種類
	国民健康保険税	262,852	後期高齢者医療保険料
	国民年金保険料	78,000	介護保険料
	介護保険料	合計 370,852	
14 生命保険料控除	新生命保険料の計	新個人年金保険料の計	介護医療保険料の計
		120,000	59,676
15 地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	
	22,404		
16~17 寡婦（寡夫）控除、勤労学生控除	<input type="checkbox"/> 寡婦（寡夫）の控除 <input type="checkbox"/> 勤労学生控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還		
18 障害者控除	氏名	水戸 一郎	障害の程度
	個人番号	54321010109876	身体・精神・その他 1 級
	氏名	水戸 花子	障害の程度
	個人番号	1109876543210	身体・精神・その他 2 級
19~20 配偶者控除、配偶者特別控除	配偶者の氏名	水戸 花子	配偶者の合計所得金額
	個人番号	1109876543210	320,000
21 扶養控除	氏名	水戸 一郎	続柄
	個人番号	54321010109876	子
	氏名	水戸 二郎	続柄
	個人番号	3333333333333	兄
	氏名		続柄
	個人番号		続柄
	氏名		続柄
	個人番号		続柄
22 基礎控除	氏名		続柄
	個人番号		続柄
	氏名		続柄
	個人番号		続柄
	氏名		続柄
	個人番号		続柄
23 扶養控除額	別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。	24 扶養控除額の合計	71

5 給与所得及び公的年金等に係る所得以外（令和2年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市民税・県民税の納税方法

給与から差し引き（特別徴収） 自分で納付（普通徴収）

収入金額等

1 事業所得	営業等	ア	2,708,000
2 不動産所得	不動産	ウ	
3 利子所得	利子	エ	
4 配当所得	配当	オ	
5 雑所得	雑所得	カ	3,120,000
6 公的年金等	公的年金等	キ	1,547,072
7 その他	その他	ク	800,000
8 総合算額	総合算額	ケ	
9 所得金額	所得金額	コ	
10 雑損控除	雑損控除	サ	
11 医療費控除	医療費控除	シ	
12 社会保険料控除	社会保険料控除	ス	
13 小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済等掛金控除	セ	
14 生命保険料控除	生命保険料控除	ソ	
15 地震保険料控除	地震保険料控除	タ	
16 寡婦（寡夫）控除	寡婦（寡夫）控除	チ	
17 勤労学生・障害者控除	勤労学生・障害者控除	ツ	
18 配偶者控除	配偶者控除	テ	
19 配偶者特別控除	配偶者特別控除	ト	
20 扶養控除	扶養控除	ト	
21 基礎控除	基礎控除	ト	
22 合計	合計	ト	3,476,493
23 雑損控除	雑損控除	ト	
24 医療費控除	医療費控除	ト	88,000
25 社会保険料控除	社会保険料控除	ト	370,852
26 小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済等掛金控除	ト	
27 生命保険料控除	生命保険料控除	ト	70,000
28 地震保険料控除	地震保険料控除	ト	
29 寡婦（寡夫）控除	寡婦（寡夫）控除	ト	
30 勤労学生・障害者控除	勤労学生・障害者控除	ト	530,000
31 配偶者控除	配偶者控除	ト	380,000
32 配偶者特別控除	配偶者特別控除	ト	
33 扶養控除	扶養控除	ト	710,000
34 基礎控除	基礎控除	ト	330,000
35 合計	合計	ト	2,478,852

⑨所得金額の合計を記入ください（所得が無い方は「0」と記入してください）

セルフメディケーション税制を選択する場合は区分に「1」と記入してください

②所得から差し引かれる金額の合計額を記入してください

生計を一にする親族の「年金から天引きされている保険料」や「預金口座から振替られている保険料」は含めないでください

配偶者の合計所得金額の算出方法については、4~5頁を参照ください

6~9頁参照

該当する所得がある方は、給与から差し引きするか、自分で納付するかをチェックしてください

ここに押印してください

4~5頁参照

⑨所得金額の合計を記入ください（所得が無い方は「0」と記入してください）

セルフメディケーション税制を選択する場合は区分に「1」と記入してください

6~9頁参照

②所得から差し引かれる金額の合計額を記入してください

申告書裏面の書き方（記載例）

※各所得の概要につきましては、4～5頁をご覧ください。

給与所得

給与明細等に基づき記入してください。
(源泉徴収票を添付する場合は記入不要です。)

6 給与所得の内訳 日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。			
月	日	勤務日数	月収
1	10,000	22	220,000
2	〃	21	210,000
3	〃	21	210,000
4	〃	23	230,000
5	〃	20	200,000
6	〃	24	240,000
7	〃	22	220,000
8	〃	20	200,000
9	〃	21	210,000
10	〃	23	230,000
11	〃	23	230,000
12	〃	22	220,000
賞与等		500,000	
合計		3,120,000	
勤務先所在地 水戸市〇〇町××番地			
勤務先名 株式会社△△			
電話番号 029 - XXX -XXXX			
7 事業・不動産所得に関する事項 所得の種類 所得の生ずる場所 収入金額 必要経費 青色申告特別控除額			
8 配当所得に関する事項 配当所得の種類 所得の生ずる場所 支払確定年月 収入金額 必要経費			
9 雑所得（公的年金以外）に関する事項 種目 所得の生ずる場所 収入金額 必要経費 個人年金 〇〇生命 800,000 550,000			
10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項 収入金額 必要経費 差引金額 (収入金額-必要経費) 特別控除額 所得金額 (差引金額-特別控除額)			
11 事業専従者に関する事項 氏名 水戸 三男 続柄 弟 生年月日 25・12・24 専従者給与(控除)額 500,000 個人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 従事月数 氏名 続柄 生年月日 専従者給与(控除)額 個人番号 従事月数 氏名 続柄 生年月日 専従者給与(控除)額 個人番号 従事月数 所得税における青色申告の承認の有無 承認あり・承認なし 合計額			
12 別居の扶養親族等に関する事項 氏名 水戸 二郎 住所 水戸市内原町1395-1 個人番号 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 氏名 住所 個人番号 氏名 住所			
13 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項 特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。			
配当割額控除額 株式等譲渡所得割額控除額			
14 事業税に関する事項 非課税所得金額 所得など 損益通算の特例適用前の不動産所得 事業用資産の譲渡損失など 前年中の開廃業 開始・廃止 月 日 <input type="checkbox"/> 他都道府県の事務所			
15 寄附金に関する事項 都道府県、市区町村分（特例控除対象） 10,000 茨城県共同募金会、日赤茨城県支部、都道府県、市区町村分（特例控除対象以外） 条例指定分 茨城県 水戸市			
◎令和元年(平成31年)中に所得(収入)のなかった方は、下記により生活の根拠を記入してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 下記の者に扶養又は仕送り等の援助を受けていた。 氏名 水戸 健太 続柄 父 住所 水戸市中央1-4-1 職業 会社員 勤務先等 〇〇株式会社 <input type="checkbox"/> 貯蓄で生活していた。 <input type="checkbox"/> 非課税所得を受給していた。 遺族年金・障害年金・雇用保険・生活保護 3 受給期間 年 月から 年 月 受給額 円 <input type="checkbox"/> その他 (例：養育費、傷病手当等) 4 { }			

事業・不動産所得
収支内訳書に基づき記入してください。

配当所得
支払通知書等に基づき記入してください。

雑所得（公的年金以外）
支払通知書等に基づき記入してください。

事業専従者に関する事項
事業専従者がいる場合記入してください。

別居の扶養親族等に関する事項
別世帯の扶養親族がいる場合記入してください。

寄附金に関する事項
寄附金の受領書等に基づき記入してください。
控除対象となる寄附金の種類についての詳細は9頁をご覧ください。
市民税・県民税の申告書を提出された場合、ふるさと納税ワンストップ特例の申請が無効となりますので、ふるさと納税に伴う寄附金の記載を忘れないようご注意ください。
(所得税の寄附金控除と市民税・県民税の寄附金税額控除の両方について適用を受ける場合は、所得税の確定申告が必要です。)

所得がなかった方は、この欄の該当する項目にチェックをし、必要事項を記入してください

前年中に所得がなかった方（遺族年金・障害年金のみの方を含む）

前年中に所得のなかった方（遺族年金・障害年金などの非課税所得のみ受給していた方も含む）でも、次の①～③のいずれかに該当する場合は市民税・県民税の申告が必要です。

- ① 国民健康保険・後期高齢者医療制度・国民年金・介護保険・児童扶養手当・就学援助・公営住宅関係等の保険料算定や料率区分判定のために非課税と決定される必要がある方
- ② ①以外の理由で非課税の証明書が必要な方（水戸市に住民票がある方の被扶養者の場合は申告不要です。）
- ③ 所得証明書が必要な方

※扶養親族がいる場合及び寡婦（寡夫）や障害者に該当する場合は表面の各該当欄に記入してください（8～9頁参照）。

1 収入金額等 / 2 所得金額

所得の種類ごとに前年中の収入金額及び所得金額を計算して、該当する欄に金額を記入してください。

種類	概要	計算方法	申告書記入欄		
事業	営業等	販売、製造、建設、飲食、保険の外交などによる所得 総収入金額－必要経費＝所得金額 別紙の収支内訳書で所得金額を計算してください。	アと①		
	農業	農産物の生産、果樹の栽培、酪農品の生産などによる所得 総収入金額－必要経費＝所得金額 別紙の収支内訳書で所得金額を計算してください。	イと②		
不動産	貸家、アパート、駐車場などの貸し付けによる所得 総収入金額－必要経費＝所得金額 別紙の収支内訳書で所得金額を計算してください。		ウと③		
利子	国外で支払われる預金等の利子など源泉徴収されないものによる所得 収入金額＝所得金額		エと④		
配当	株式の配当、剰余金の分配などによる所得 収入金額－株式の元本取得のための負債の利子＝所得金額 上場株式等の配当所得等について所得税と異なる課税方式を選択する場合は、5頁を参照してください。		オと⑤		
給与	給料、賃金、賞与などによる所得 ※ 勤務先から交付された源泉徴収票の添付が必要です。源泉徴収票のない方は、申告書裏面「6 給与所得の内訳」に記入してください。		カと⑥		
	A 給与等の収入金額合計 円				
	↓ 給与所得の金額（1円未満切捨）				
	0～650,999	0円			
	651,000～1,618,999	A－650,000＝ 円			
	1,619,000～1,619,999	969,000円			
	1,620,000～1,621,999	970,000円			
	1,622,000～1,623,999	972,000円			
	1,624,000～1,627,999	974,000円			
	1,628,000～1,799,999	A÷4＝B (千円未満切捨) B×2.4＝ 円			
	1,800,000～3,599,999	B×2.8－180,000＝ 円			
	3,600,000～6,599,999	B＝ ,000円 B×3.2－540,000＝ 円			
	6,600,000～9,999,999	A×0.9－1,200,000＝ 円			
10,000,000以上	A－2,200,000＝ 円				
雑	厚生年金、国民年金、恩給などによる所得 ※ 遺族年金、障害年金は非課税所得なので申告の必要はありません。	A 公的年金等の収入金額合計 円	キ/クと⑦ BとCの合計額を⑦に記入		
		65歳未満の方（昭和30年1月2日以降生まれ）			
		Aの金額（年金収入金額）		年金所得金額（円）＝B（1円未満切捨）	
		1～1,299,999		A－700,000＝ 円	
		1,300,000～4,099,999		A×0.75－375,000＝ 円	
		4,100,000～7,699,999		A×0.85－785,000＝ 円	
		7,700,000以上		A×0.95－1,555,000＝ 円	
		65歳以上の方（昭和30年1月1日以前生まれ）			
		Aの金額（年金収入金額）		年金所得金額（円）＝B（1円未満切捨）	
		1～3,299,999		A－1,200,000＝ 円	
		3,300,000～4,099,999		A×0.75－375,000＝ 円	
		4,100,000～7,699,999		A×0.85－785,000＝ 円	
		7,700,000以上		A×0.95－1,555,000＝ 円	
		その他		原稿料、講演料、個人年金、シルバー人材センターからの配分金など他の所得にあてはまらない所得 その他の雑所得の収入金額－必要経費＝C（所得金額） 申告書裏面「9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」にも記入してください。	

種類	概要・計算方法					申告書記入欄				
総合課税の譲渡所得 ・ 一時所得	<総合課税の譲渡所得> ゴルフ会員権や金地金、機械など、土地や建物以外の資産の譲渡による所得 <table border="1"> <tr> <td>短期譲渡所得</td> <td>保有期間が5年以内の資産の譲渡</td> </tr> <tr> <td>長期譲渡所得</td> <td>保有期間が5年を超える資産の譲渡</td> </tr> </table>					短期譲渡所得	保有期間が5年以内の資産の譲渡	長期譲渡所得	保有期間が5年を超える資産の譲渡	ケ/コ/サ と⑧ 裏面10 欄も記入
	短期譲渡所得	保有期間が5年以内の資産の譲渡								
	長期譲渡所得	保有期間が5年を超える資産の譲渡								
	<一時所得> 生命保険契約の一時金、損害保険の満期返戻金、懸賞当選の金品などによる所得 以下を参考に申告書裏面「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」にも 記入してください。									
		A収入金額	B必要経費	C差引金額 (A-B)	D特別控除額 (限度額50万円)	E所得金額 (C-D)				
総合譲渡	短期	円	円	円	イ 円 →表面ケ					
総合譲渡	長期	円	円	円	ロ 円 →表面コ					
一時		円	円	円 (限度額50万円)	ハ 円 →表面サ					
※ 短期の譲渡と長期の譲渡との両方があり、その差引金額の合計が50万円を超えている方は、短期の差引金額から先に特別控除額を差し引きます。					合計 イ+[(ロ+ハ)×1/2] 円 →表面⑧					

【上場株式等に係る特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額の課税方式の選択について】

市民税・県民税の納税通知書が送達されるまで（※）に確定申告書とは別に市民税・県民税申告書を提出することによって、上場株式等に係る特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額について、所得税とは異なる課税方式を選択できます。選択できる申告方式は以下の3つです。

- 申告不要制度（申告しない）
 - 総合課税として申告
 - 分離課税として申告
- 〔例：所得税の確定申告では申告分離課税を選択していたが、市民税・県民税の申告は申告不要制度を選択する。〕

※ 地方税法上では、「市民税・県民税の納税通知書が送達されるまで」に申告書を提出することを要件としていますが、賦課決定事務の都合上、申告期限（3月16日（月））までに提出いただきますようお願いいたします。

●対象となる上場株式等の特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額

確定申告した上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等のうち、所得税15.315%（復興特別所得税を含む）、住民税5%の税率で源泉徴収（特別徴収）されている所得のみが対象となります。

※ 所得税が20.42%（復興特別所得税を含む）で源泉徴収されている配当所得（大口株主等が受ける上場株式等の配当等及び未公開株式等の配当等）は総合課税での申告が必要となります。

●申告方法

上場株式等に係る特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額について、所得税と異なる課税方式を選択する場合は、市民税・県民税申告書に加え、次の書類をご提出ください。

- ① 市民税・県民税申告書付表（上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税方式選択用）
様式については、水戸市ホームページでダウンロードいただくか、市民税課までお問合せください。
- ② 確定申告書の控えの写し（一式）
- ③ 上場株式等の配当等に関する書類の写し（上場株式等の配当所得等がある方のみ）
（例）上場株式配当等の支払通知書、特定口座年間取引報告書など
- ④ 上場株式等の譲渡所得等に関する書類の写し（上場株式等の譲渡所得等がある方のみ）
（例）特定口座年間取引報告書、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書など

【合計所得金額、総所得金額等について】

合計所得金額とは… 給与や年金等の総所得（申告書⑨の金額）、山林・退職所得、分離課税所得の合計額で、損失の繰越控除や分離課税の特別控除を適用する前の金額

総所得金額等とは… 合計所得金額に損失の繰越控除を適用した後の金額

※前年の合計所得金額が下記の計算で算出した金額を超える場合は、市民税・県民税均等割額が課税されます。

計算式

$$\{ (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の人数} + 1) \times 320,000 + 189,000 \}$$

ただし、同一生計配偶者や扶養親族がない場合、320,000 ※同一生計配偶者については9頁を参照

3 所得から差し引かれる金額に関する事項 / 4 所得から差し引かれる金額

「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」に記入のうえ、控除額を計算して、「4 所得から差し引かれる金額」に記入してください。

種 類	控 除 の 条 件 ・ 計 算 方 法	申告書 記入欄																																				
雑 控 除	<p>前年中にあなたやあなたと生計を一にする親族（総所得金額等が38万円以下の方）が災害や盗難などにより日常生活に必要な資産に損失を受けた場合、次の①と②のいずれか多い方の金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 差引損失額（損害金額＋災害関連支出の金額－保険などの補てん額）－総所得金額等の10% ・ 差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円 <p><input type="checkbox"/> 被害を受けた資産の取得時期，取得価額が分かるもの（売買または請負契約書など）</p> <p>必要書類 <input type="checkbox"/> 被害を受けた資産の取壊しや除去費用，修繕費用が分かるもの（領収書）</p> <p><input type="checkbox"/> 被害を受けた資産に対して受け取る保険金などがある場合，その金額が分かるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 災証明書など</p>	⑩																																				
医療費 控除	<p>従来の医療費控除またはセルフメディケーション税制のいずれかを選択してください。</p> <p>●従来の医療費控除 前年中にあなたや生計を一にする親族のために前年中に医療費を支払った場合，以下により計算した金額（医療費の総額－保険等による補てん金）－（総所得金額等の5%と10万円のいずれか少ない金額）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width:5%;">A</td> <td style="width:45%;">支払った医療費</td> <td style="width:10%;">円</td> <td style="width:5%;">D</td> <td style="width:35%;">申告書⑨の金額</td> <td style="width:5%;">円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>保険金等で補てんされる金額</td> <td>円</td> <td>E</td> <td>$D \times 0.05$ (1円未満切捨て)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>A－B</td> <td>円</td> <td>F</td> <td>10万円とEのいずれか少ない金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align:right;">控除額</td> <td colspan="2" style="text-align:center;">C－F</td> <td style="text-align:right;">(最高200万円) 円</td> </tr> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%; background-color: #e0e0e0; padding: 5px;"> <p>対象となる医療費</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 医師・歯科医師による診療費 <input type="checkbox"/> 治療・療養に必要な医薬品の購入費 <input type="checkbox"/> 治療のためのあん摩，マッサージその他施術費など（医師・マッサージ指圧師，はり師，きゅう師または柔道整復師など資格者による施術に限る） </div> <div style="width: 45%; background-color: #e0e0e0; padding: 5px;"> <p>対象とならない医療費</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 健康増進や疾病予防などのための医療品の購入費 <input type="checkbox"/> 人間ドックなどの健康診断，予防接種の費用など（ただし，その健康診断や人間ドックにより重大な疾病が発見され，かつ，引き続きその疾病の治療をした場合には，その健康診断などの費用も医療費控除に該当） </div> </div> <p>※介護保険制度を利用し施設サービスや居宅サービスを受けているときは，事業者が発行する領収書に医療費控除の対象として記載されている金額のみが医療費控除の対象となります。</p> <p>必要書類 <input type="checkbox"/> 医療費控除の明細書 ※医療費の領収書を事前に集計し，明細書を作成してください。 ※領収書の添付または提示は不要ですが，ご自宅で5年間保管する必要があります。</p> <p><input type="checkbox"/> 医療費通知書（医療費のお知らせ）の原本 ※医療費通知書は，必須事項6項目が全て記載されているものに限りませう。</p> <p><input type="checkbox"/> 医療費の補てんを目的として支払いを受けた医療保険などの金額が分かるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 高額療養費支給決定通知書 <input type="checkbox"/> 各種証明書（おむつ使用証明書など）</p> <p>●セルフメディケーション税制（平成29年分から令和3年分まで） 前年中にあなたや生計を一にする親族のためにスイッチOTC薬を購入した場合，以下により計算した金額（スイッチOTC薬の総額－保険等による補てん金）－1万2千円</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width:5%;">A</td> <td style="width:45%;">支払ったスイッチOTC薬の総額</td> <td style="width:10%;">円</td> <td style="width:5%;">C</td> <td style="width:35%;">A－B</td> <td style="width:5%;">円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>保険金などで補てんされる金額</td> <td>円</td> <td>控除額</td> <td>C－12,000</td> <td style="text-align:right;">(最高88,000円) 円</td> </tr> </table> <p>※セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けるためには，あなたが健康の保持増進及び疾病の予防の取組（一定の取組）を行っていることが必要です。</p> <p>※セルフメディケーション税制を選択する場合は，市民税・県民税申告書の⑩医療費控除の該当区分箇所に「1」と記入してください。（2頁⑩医療費控除欄参照）</p> <p><input type="checkbox"/> セルフメディケーション税制の明細書 ※領収書の添付または提示は不要ですが，ご自宅で5年間保管する必要があります。</p> <p>必要書類 <input type="checkbox"/> 適用を受ける年分において一定の取組を行ったことを明らかにする書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康診査（健康保険組合や市が実施する人間ドック，各種健（検）診など） ・ 予防接種（インフルエンザの予防接種など） ・ 特定健康診査または特定保健指導（メタボ健診など） ・ 市が実施するがん検診 ・ 事業主健診 など 	A	支払った医療費	円	D	申告書⑨の金額	円	B	保険金等で補てんされる金額	円	E	$D \times 0.05$ (1円未満切捨て)	円	C	A－B	円	F	10万円とEのいずれか少ない金額	円	控除額			C－F		(最高200万円) 円	A	支払ったスイッチOTC薬の総額	円	C	A－B	円	B	保険金などで補てんされる金額	円	控除額	C－12,000	(最高88,000円) 円	⑪
A	支払った医療費	円	D	申告書⑨の金額	円																																	
B	保険金等で補てんされる金額	円	E	$D \times 0.05$ (1円未満切捨て)	円																																	
C	A－B	円	F	10万円とEのいずれか少ない金額	円																																	
控除額			C－F		(最高200万円) 円																																	
A	支払ったスイッチOTC薬の総額	円	C	A－B	円																																	
B	保険金などで補てんされる金額	円	控除額	C－12,000	(最高88,000円) 円																																	

種 類 控 除 の 条 件 ・ 計 算 方 法 申告書記入欄

社会保険料控除

あなたやあなたと生計を一にする親族のために前年中に支払った国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料、労働保険料などの支払金額の合計額
 ※ 生計を一にする親族の公的年金等から天引きされている社会保険料や、預金口座から振替えられている社会保険料はあなたの社会保険料控除の対象にはなりません。

必要書類 国民健康保険税納付額確認書
後期高齢者医療保険料納付確認書
社会保険料（国民年金保険料）控除証明書
介護保険料納付確認書 など

支払金額が分かる領収書でも可

⑫

小規模企業共済等掛金控除

前年中に支払った小規模企業共済法に規定する共済契約掛金（旧第二種共済契約を除く）、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度の掛金の支払金額の合計額

必要書類 支払った掛金額の証明書

⑬

生命保険料控除

生命保険や個人年金保険、介護医療保険などの保険料や掛金を前年中に支払った場合で、下記により計算した金額
 新契約…平成24年1月1日以後に契約した保険契約など
 旧契約…平成23年12月31日以前に契約した保険契約など

計算式Ⅰ（新契約用）		計算式Ⅱ（旧契約用）	
支払保険料（円）	控除額（円）	支払保険料（円）	控除額（円）
1～12,000	支払保険料の全額	1～15,000	支払保険料の全額
12,001～32,000	支払保険料×0.5+6,000	15,001～40,000	支払保険料×0.5+7,500
32,001～56,000	支払保険料×0.25+14,000	40,001～70,000	支払保険料×0.25+17,500
56,001以上	28,000	70,001以上	35,000

一般の生命保険料		個人年金保険料		介護医療保険料	
A 新契約に係る保険料	円	F 新契約に係る保険料	円	K 介護医療保険料	円
B Aを計算式Ⅰにて計算した金額	(最高28,000円) 円	G Fを計算式Ⅰにて計算した金額	(最高28,000円) 円	L Kを計算式Ⅰにて計算した金額	(最高28,000円) 円
C 旧契約に係る保険料	円	H 旧契約に係る保険料	円		
D Cを計算式Ⅱにて計算した金額	(最高35,000円) 円	I Hを計算式Ⅱにて計算した金額	(最高35,000円) 円		
E B+D	(最高28,000円) 円	J G+I	(最高28,000円) 円	O 控除額 L+M+N	(最高70,000円) 円
M DとEのいずれか大きい方の金額	円	N IとJのいずれか大きい方の金額	円		

※ 控除額の計算において算出した金額は、それぞれ小数点以下を切り上げます。
 ※ 新契約と旧契約双方に加入している場合は、旧契約のみで算出した金額(最高35,000円)と新契約及び旧契約をそれぞれ算出し合計した金額(最高28,000円)のうち有利な方を選択できます。

必要書類 保険会社などが発行した申告用控除証明書

⑭

地震保険料控除

(A) 損害保険契約に係る地震等損害部分の保険料、または(B)平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等（満期返戻金などのあるもので保険期間または共済期間が10年以上の損害保険契約）に係る保険料（旧長期損害保険料）を支払った場合、下記により計算した金額

地震保険料	円	旧長期損害保険料	円
A 地震保険料	円	B 旧長期損害保険料	円
↓	C 地震保険料控除額	↓	D 旧長期損害保険料控除額
1～50,000	A×0.5= 円	1～5,000	Bの金額 円
50,001以上	25,000円	5,001～15,000	B×0.5+2,500円= 円
		15,001以上	10,000円
控除額	C+D	(最高25,000円)	円

※ 控除額の計算において算出した金額は、それぞれ小数点以下を切り上げます。
 ※ ひとつの保険契約が地震保険料と旧長期損害保険料の両方に該当するときは、どちらか一方の区分を選んで控除額を計算します。

必要書類 保険会社などが発行した申告用控除証明書

⑮

種類		控除の条件・計算方法				申告書記入欄
寡婦（寡夫）控除※1	寡婦	令和元年12月31日の現況で判定し、次のア、イのいずれかに該当する場合 ア 夫と死別または離婚した後婚姻していない方や夫の生死が不明な方で、扶養親族や生計を一にする子（前年中の総所得金額等が38万円以下で他の者の同一生計配偶者または扶養親族でない）のある方 イ 夫と死別した後婚姻していない方や夫の生死が不明な方で、前年中の合計所得金額が500万円以下の方			控除額 26万円	⑬
	特別寡婦	上記アに該当する方のうち、扶養親族である子があり、かつ前年中の合計所得金額が500万円以下の方			控除額 30万円	
	寡夫	令和元年12月31日の現況で、妻と死別または離婚した後婚姻していない方や妻の生死が不明な方で、生計を一にする子（前年中の総所得金額等が38万円以下で他の者の同一生計配偶者または扶養親族でない）を有し、かつ前年中の合計所得金額が500万円以下の方			控除額 26万円	
勤労学生控除※1	令和元年12月31日の現況で、大学・高等学校などの学生・生徒で、自己の勤労による給与所得などがあり、前年中の合計所得金額が65万円以下で、かつ給与所得等以外の自己の勤労によらない所得が10万円以下である場合 必要書類 □在学証明書や学生証など				控除額 26万円	⑭
障害者控除※1	区分		該当者		控除額	⑮
	障害者		身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳をお持ちの方や障害者控除対象者認定書をお持ちの方 ※ 自立支援医療（精神通院）受給者証のみをお持ちの場合は、障害者控除の対象になりません。		26万円	
	特別障害者		障害者のうち、身体1・2級、精神1級、療育A・Aなど障害の程度が重い方		30万円	
	同居特別障害者		特別障害者（同一生計配偶者・扶養親族）のうち、本人またはその配偶者もしくは生計を一にするその他の親族と同居している方		53万円	
必要書類 □障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書などの障害の程度が分かるもの						
配偶者控除※1	令和元年12月31日の現況で、生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が38万円以下である場合 ※他の者の扶養親族、事業専従者である場合を除く ※本人の前年中の合計所得金額が1,000万円を超えている場合は控除対象外					⑯
	配偶者の合計所得金額 38万円以下	本人の合計所得金額				
	区分	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	1,000万円超	
	一般	33万円	22万円	11万円	対象外	
老人（70歳以上） ※昭和25年1月1日以前生まれの方	38万円	26万円	13万円			
配偶者特別控除※1	令和元年12月31日の現況で、生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が38万円超123万円以下である場合 ※他の者の扶養親族、事業専従者である場合を除く ※本人の前年中の合計所得金額が1,000万円を超えている場合は控除対象外					⑰
	配偶者の合計所得金額	本人の合計所得金額				
		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	1,000万円超	
	控除額					
	38万円超90万円以下	33万円	22万円	11万円	対象外	
	90万円超95万円以下	31万円	21万円			
	95万円超100万円以下	26万円	18万円	9万円		
	100万円超105万円以下	21万円	14万円	7万円		
	105万円超110万円以下	16万円	11万円	6万円		
	110万円超115万円以下	11万円	8万円	4万円		
115万円超120万円以下	6万円	4万円	2万円			
120万円超123万円以下	3万円	2万円	1万円			
123万円超	対象外					

種類	控除の条件・計算方法			申告書記入欄
扶養控除 ※1	生計を一にする配偶者以外の扶養親族で、前年中の合計所得金額が38万円以下である場合			
	区分	該当者		控除額
	特定扶養	19歳～22歳	平成9年1月2日～平成13年1月1日生まれの方	45万円
	老人扶養	70歳以上	昭和25年1月1日以前生まれの方	38万円
	同居老親等	老人扶養のうち、本人または配偶者の直系尊属で同居している方		45万円
一般扶養	16歳～18歳、 23歳～69歳	上記以外の方で、平成16年1月1日以前生まれの方		33万円
※16歳未満の扶養親族(平成16年1月2日以後生まれの方)は控除対象外ですが、市民税・県民税の非課税判定に必要なため「16歳未満扶養親族」欄に記入してください。				
【日本国外に居住する親族を扶養親族とする場合】 親族関係を証明する書類と送金関係を証明する書類の提出が必要になります。				
(1) 国外に居住する日本人を扶養親族とするとき				
必要書類	<input type="checkbox"/> 扶養親族のパスポートの写し <input type="checkbox"/> 戸籍の附票の写し、または国や地方公共団体が発行した書類でその非居住者がその居住者の親族であることを証するもの <input type="checkbox"/> 金融機関の為替取引により国外居住親族に支払をしたことがわかる書類またはその書類の写し など			
(2) 国外に居住する外国人を扶養親族とする場合				
必要書類	<input type="checkbox"/> 外国政府等が発行した親族であることを証する書類(戸籍謄本、出生証明書など) ※氏名、生年月日及び住所または居住の記載があるものに限り <input type="checkbox"/> 金融機関の為替取引により国外居住親族に支払をしたことがわかる書類またはその書類の写し など			
※上記書類が日本語で作成されていない場合は、日本語での翻訳文を添付する必要があります。				
基礎控除	すべての方が一律に控除できます			控除額 33万円

⑳

㉑

- ※1 ⑯～㉑については、令和元年12月31日の現況(年の途中で死亡した場合は、その死亡日)で判定します。
 ※2 扶養親族が別居している場合は、申告書裏面「12 別居扶養親族等に関する事項」も記入してください。
 ※3 同一生計配偶者とは、納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が38万円以下である方をいいます。

● 寄附金税額控除について

あなたが前年中に下記の団体に対して合計2,000円を超える金額を寄附した場合は、申告書裏面の「15 寄附金に関する事項」欄に区分ごとに寄附した金額を記入してください。

必要書類 寄附金の受領証など

≪控除対象となる寄附金の種類≫

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	ふるさと納税などの各都道府県、市区町村への寄附や災害義援金などが該当します。
茨城県共同募金会、日赤茨城県支部、都道府県、市区町村分 (特例控除対象以外)	茨城県共同募金会、日本赤十字社茨城県支部への寄附及び令和元年6月1日以降に行った指定対象外の各都道府県、市区町村への寄附(10頁「令和2年度から適用される市民税・県民税の主な改正について」参照)が該当します。
条例指定分(茨城県)	茨城県が条例で指定した団体への寄附が該当します。
条例指定分(水戸市)	水戸市が条例で指定した団体への寄附が該当します。

※ 県条例指定団体については茨城県総務部税務課(Tel.029-301-2414)、市条例指定団体については水戸市ホームページをご覧ください。

ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請を行った方へ

ふるさと納税ワンストップ特例制度とは、確定申告を行わなくても所得税の寄附金控除相当額を含んだ寄附金税額控除を市民税・県民税から控除することができる制度ですが、確定申告または市民税・県民税の申告を行うと特例の適用を受けることができなくなります。

また、ふるさと納税先が1年間で5自治体を超える場合も、ふるさと納税ワンストップ特例制度の特例の適用を受けることができなくなります。

以上の理由により、特例の適用を受けることができなくなった方は、確定申告で寄附金を申告することで所得税の寄附金控除及び市民税・県民税の寄附金税額控除を受けることができます。ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請をした分を含めたすべての寄附金を申告してください。

●申告書を郵送により提出される場合

申告書は郵送でも提出できます。郵送により提出する場合は、以下にご留意のうえ申告書を作成し、申告日程の期限までに送付してください（消印有効）。

※水戸市ホームページから申告書が作成できます。詳しくは12頁をご覧ください。

1 申告書への記入事項及び添付書類

- ① 申告書表面太枠内に必ず住所・氏名・電話番号・マイナンバー等を記入・押印してください。

添付書類 申告者のマイナンバーカードの写し等（1頁参照）

- ② 前年中（平成31年1月から令和元年12月まで）の収入の状況について、記入してください。

前年中に収入がない方（障害年金、遺族年金のみの方も含む）

前年中に収入がない方は、申告書の書き方（2～3頁）を参照し、以下について記入してください。

- 申告書表面の「2 所得金額」欄の合計欄に「0」と記入してください。
- 申告書裏面下欄に生活の根拠を記入してください。
- 配偶者控除・配偶者特別控除・各種扶養控除に該当する親族がいる場合は、2頁及び8～9頁を参照し必要事項を記入してください。

前年中に収入がある方

前年中に収入がある方は、申告書の書き方（2～3頁）を参照し、必要事項を記入してください。

添付書類 収入がわかる書類を添付してください（1頁参照）
（例）【給与・公的年金等の収入がある方】源泉徴収票等
【営業・農業・不動産収入がある方】収支内訳書

※申告者本人の収入のみ申告いただきます。**申告者本人以外の方の分は収入金額を合算して記入しないでください。**

（源泉徴収票等の提出も本人以外の方の分は不要です）

※障害年金、遺族年金、雇用保険等は非課税収入となるため、「1 収入金額等」欄への記入は不要です。

- ③ 所得控除（医療費控除や社会保険料控除等）及び税額控除（寄附金税額控除等）を申告する方は、6～9頁を参照のうえ必要書類を添付してください。

※添付が無い場合は、申告書記載の所得控除及び税額控除を適用せずに税額を算定いたします。

添付書類（例）医療費控除の明細書、国民健康保険税の納付額確認書、生命保険料控除証明書、寄附金の受領証等

2 申告書の控えが必要な方

受理された申告書の控えが必要な方は、申告書を郵送により提出する際に返信用封筒（宛名を記入し、84円切手を貼ったもの）を同封してください。

なお、控えとしてお返しするのは、提出いただいた申告書の写しに受付印を押したものとなります。

3 郵送先

【郵送先】 〒310-8610 水戸市中央1丁目4番1号 水戸市役所 市民税課 宛

●令和2年度から適用される市民税・県民税の主な改正について

改正1 ふるさと納税制度の見直し

総務大臣が次の基準に適合する地方団体をふるさと納税（特例控除）の対象として指定する指定制度が創設されました（令和元年6月1日以降に支出された寄附金より適用）。

- 寄附金の募集を適正に実施する地方団体
- （①の地方団体で）返礼品を送付する場合には、以下のいずれも満たす地方団体
 - 返礼品の返礼割合を3割以下とすること
 - 返礼品を地場産品とすること

※ 指定対象外の団体に対して6月1日以降に支出された寄附金については、特例控除の対象外となりますのでご注意ください。

改正2 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の拡充に伴う措置

所得税の住宅借入金等特別控除の改正により延長される控除期間（11年目～13年目）において、所得税額から控除しきれない額について、これまでと同じ控除限度額の範囲内で市民税・県民税額から控除することになりました。

＜対象＞ 消費税等の税率が10%である住宅の取得等をし、令和元年10月1日から令和2年12月31日までに居住の用に供した場合で、所得税の住宅借入金等特別控除の特例に該当する場合。

※令和2年度課税に係る税制改正の詳細につきましては、水戸市ホームページをご覧ください。

インターネットで検索

【医療費控除・セルフメディケーション税制の記載時の留意点について】

医療費控除の明細書の記載について

医療費控除を申告する場合、医療費控除の明細書に内訳を記載していただく必要があります。

●医療費通知を添付する場合

医療費通知とは、医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の事項が記載されたものをいいます。

- ① 被保険者等の氏名
 - ② 療養を受けた年月
 - ③ 療養を受けた者
 - ④ 療養を受けた病院、薬局等の名称
 - ⑤ 被保険者等が払った医療費の額
 - ⑥ 保険者等の名称
- ※自己または生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費に関する医療費通知に限ります。

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
110,000 円 ^ア	95,000 円 ^イ	0 円

通知に記載された自己負担額の合計額を記入してください。

左記のうち令和元年（平成31年）中に実際に支払った金額を記入してください。

●明細書の記載方法

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
水戸 太郎	〇〇病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	① 20,000	③
"	△△線, □□バス	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input checked="" type="checkbox"/> その他の医療費	② 1,500	

記載時の留意点

- ① 同一の人物が同じ病院に複数回通院した場合は、医療費の合計額を記入してください。（例：〇〇病院 通院1回目：12,000円、2回目：8,000円 計：20,000円）
 - ② 公共の交通機関を利用した場合、交通費も医療費控除に計上できます。複数の交通機関を乗り継いだ場合、上記のようにまとめて記載してください。
 - ③ 加入している生命保険や高額療養費申請等により支払った医療費が補てんされた場合は、その金額を記入してください。
- ※原則として、インフルエンザ等の予防接種、健康診断にかかった費用は医療費控除の対象とはなりません。また、要介護者等のおむつ代が医療費控除に該当するのは医師の発行した「おむつ使用証明書」が発行されている場合のみです。（おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で、介護保険法の要介護認定を受けている一定の方は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。）

セルフメディケーション税制の明細書の記載について

健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行っている方が、本人や本人と生計を一にする親族のため前年中にスイッチOTC薬（※1）を購入した場合、セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を受けることができます。

●健康保持への取組について

セルフメディケーション税制適用のためには、本人が令和元年（平成31年）中に健康の保持増進及び疾病の予防の取組を行ったことが分かる資料の添付または提示の必要があります（詳しくは6頁をご覧ください）。

●明細書の記載方法

(1) 薬局などの支払先の名称	(2) 医薬品の名称	(3) 支払った金額	(4) (3)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
◎〇薬局	ゼイムEX, シンコク胃腸薬	① 3,000	
××ドラッグストア	〇〇〇〇, 〇〇〇〇, 〇〇〇〇	② 5,000	
"	〇〇〇〇, 〇〇〇〇, 〇〇〇〇		

記載時の留意点

- ① 同一の薬局で複数の医薬品を購入した場合は、医薬品名を並べて記入し購入金額の合計を記入してください。
- ② 医薬品の名称が枠内に記載しきれない場合は、図のように2行に分けて記入してください。

※1 ……要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品。
 スイッチOTC薬の対象品目一覧は厚生労働省のホームページをご確認ください。
 (<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>)

令和2年度 市民税・県民税(国民健康保険税) 申告書

お問合せ番号

水戸市長宛て
提出
有 無



様

現住所
1月1日現在の住所
フリガナ
氏名
個人番号
電話番号
世帯主の氏名

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

10 雑損控除
11 医療費控除
12 社会保険料控除
14 生命保険料控除
15 地震保険料控除
16~17 寡婦(寡夫)控除 勤労学生控除
18 障害者控除
19~20 配偶者控除 配偶者特別控除
21 扶養控除
16歳未満扶養対象外

Table with 4 main sections: 1 収入金額等, 2 所得金額, 3 所得から差し引かれる金額, 4 所得から差し引かれる金額. Includes columns for business, real estate, interest, dividends, and various deductions.

5 給与所得及び公的年金等に係る所得以外(令和2年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収) 自分で納付(普通徴収)



※こちらは申告書を作成する際のメモ書きにご利用ください。

「個人番号」欄には、個人番号(マイナンバー)を記載してください。

水戸市のホームページより、市民税・県民税の試算と申告書の作成ができます

《市民税・県民税の試算と申告書の作成》
インターネットで検索 検索

《申告に必要な様式のダウンロード》
インターネットで検索 検索

※作成した申告書は、印刷して窓口または郵送で提出できます
※電子申告には対応しておりません

問合せ先について

〒310-8610
水戸市中央1丁目4番1号
水戸市 市民税課
電話 029-224-1111(代表)
内線 1591~1594, 1611~1614
時間 8:30~17:15
(水曜日のみ19:00まで)
(土・日・祝日を除く)